小規模貯水槽水道等の衛生管理

八王子市では、小規模貯水槽水道等の衛生管理の向上を図るために、**「八王子市小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」**を定めています。

このパンフレットは、その衛生的な管理についてまとめたものです。

八王子市保健所

令和４年(2022 年)8 月 1 日改訂

小規模貯水槽水道とは？

ビルやマンションなどの建物に給水する方式として、水道水や井戸水などをいったん受水槽にためて、その後ポンプを使って中高層階へ送る**タンク式給水方式**と、建物の給水管に増圧給水設備を取り付けて、中高層階へ給水する**増圧直結給水方式**があります。

また、浄水場から送り出された水圧により、直接蛇口に給水する方式を**直結式給水方式**といいます。

八王子市では、タンク式給水方式の施設のうち、水道法の対象となっていない、受水槽の有効容量が＊2、10m^{3}以下のものを**小規模貯水槽水道**と呼んでいます。

また、水道水以外の水（井戸水等）を飲み水として給水している施設で、貯水槽を持っており水道法の対象となっていない施設を**飲用井戸等**といいます。

これらの施設が**小規模貯水槽水道等**です。

小規模貯水槽水道等の中で、学校、病院、社会福祉施設等の施設に水を供給するもの又は受水槽の有効容量が５m^{3}を超えるものを、**特定小規模貯水槽水道等**といい、条例により衛生上の措置が義務付けられています。

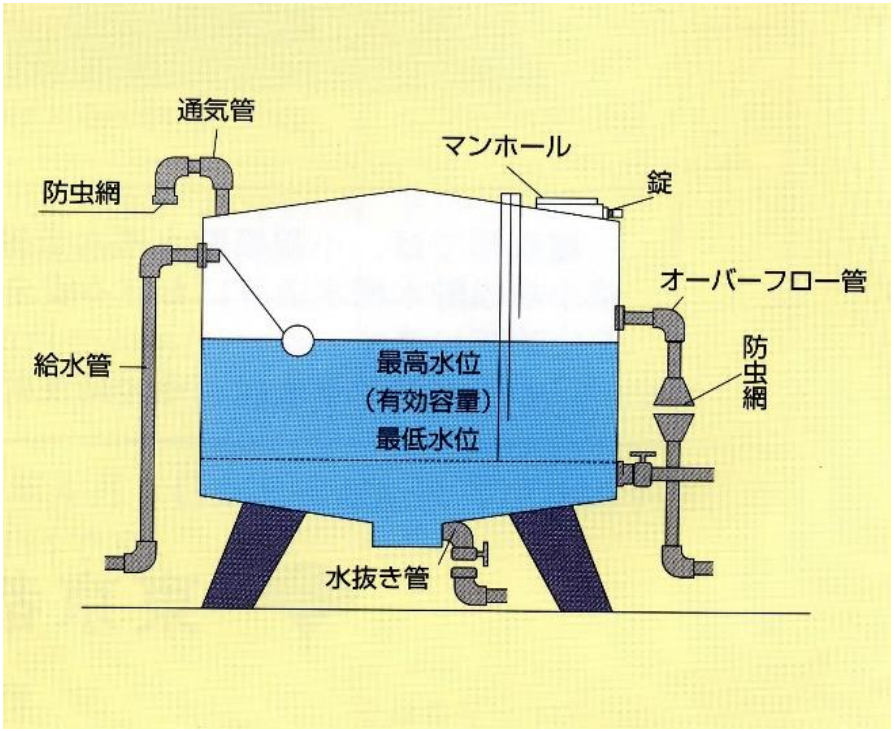

＊　1 受水槽

給水管（水道管）からの水道水や井戸等からくみ上げた水の供給を最初に受ける水槽が受水槽です。受水槽はFRP（ガラス繊維で強化されたプラスチック製のもの）、鋼板、ステンレス鋼板等で作られています。

受水槽は、昭和 50 年の建設省告示で、周囲と上下が容易に点検・管理できるもの（床置型受水槽）を設置することが決められています。

それ以前に設置された受水槽のうち、ビルの地下を利用したものや地下に埋設されたもので、周囲の点検（6 面点検）ができない地下式受水槽は、貯水槽の点検、管理が容易にできないため、汚染部位の発見が遅れる場合がありますので、十分な注意が必要です。

＊　2 有効容量

受水槽の最高水位と最低水位の間に貯留され、適正に利用可能な水量のことです。（上図参照）

小規模貯水槽水道等の区分

小規模貯水槽水道等は受水槽の大きさや水源などによって区分されています。御自分の施設がどの施設に該当するかを把握するための参考にしてください。

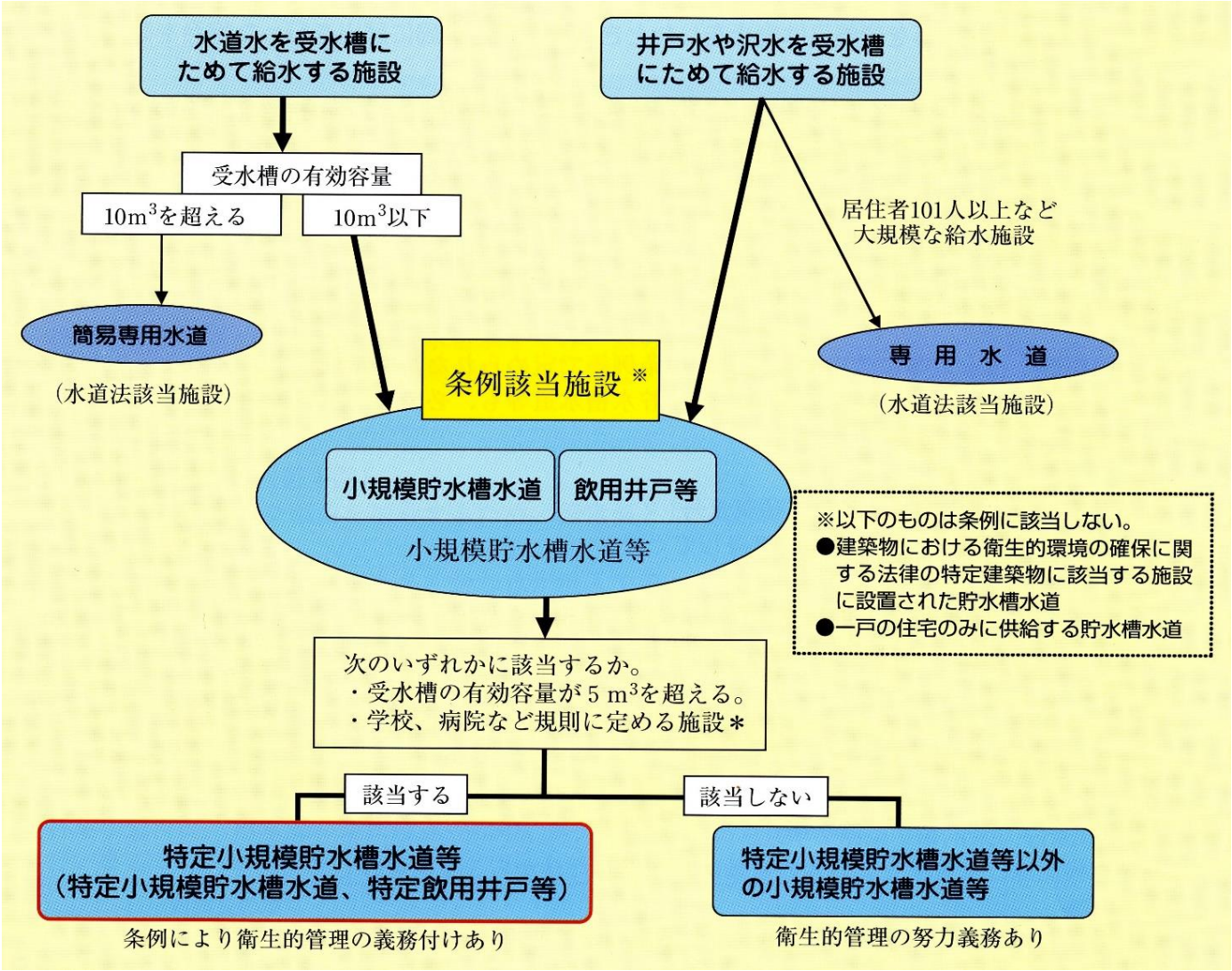

＊　規則に定める施設

○　幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、主に１８歳未満が利用する専修学校
○　病院、診療所、助産所
○　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）を行う施設
○　障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム
○　身体障害者福祉センター
○　児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う施設
○　助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設
○　老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム
○　介護老人保健施設
○　救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設
○　認証保育所（都の認証施設）、保育室（施設基準を満たし市町村と契約締結する都補助対象施設）

保健所への届出

次の場合、設置者は保健所へ届出をしてください（条例第６条）。

- **特定小規模貯水槽水道等の給水を開始したとき（東京都水道局に届出を行った場合を除く）**
- **特定小規模貯水槽水道等を変更又は廃止をしたとき（東京都水道局に届出を行った場合を除く）**

特定小規模貯水槽水道等については、年１回実施した維持管理・設備点検等の検査点検結果を保健所に報告してください。（条例第１２条）

必要な衛生管理　【条例等で定められていること】

特定小規模貯水槽水道等に該当する施設は、条例等で定められた基準に従って、必要な衛生管理を行ってください。またこれに該当しない小規模貯水槽水道等も、必要な衛生管理を行うよう努めてください。

１　貯水槽の清掃　（条例第７条第１項第１号）

貯水槽は１年に１回以上、定期的に清掃してください。

２　施設の管理状況の検査・点検（条例第７条第１項第２号及び第３号）

ポンプなど水道施設の管理状況の検査を１年に１回以上、定期的に行ってください。

水槽の点検を行なう等、有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じてください。

３　書類の保存　（条例第７条第２項）

書類の点検記録、水質検査記録等の書類は、作成した日から５年間保存してください。

４　特定飲用井戸等の水質検査　（条例第７条第１項第５号）

井戸水や沢水を利用している特定飲用井戸等の設置者は、安全確認のための水質検査を行う必要があります。

（１）専門の水質検査機関で行う検査（年１回以上）

特定飲用井戸等は、１年に１回以上、定期的に次の項目について水質検査を行わなければいけません。

検査項目（１１項目＋必要に応じた項目＊）
一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、
有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH 値、味、臭気、色度、濁度

＊　その他、施設周辺の状況に応じてトリクロロエチレンなど有機溶剤等の検査を行ってください。検査項目については、保健所にご相談ください。

（２）給水を開始するときの検査

給水を開始するときには、水道法の水質基準に掲げる項目の全てを検査してください。

望ましい管理

特定小規模貯水槽水道等は多くの人が利用する施設です。八王子市は、水の安全を確保するため、条例で定められている管理のほかに、設置者に対して次のような管理を行うよう指導しています。

また、これに該当しない小規模貯水槽水道等も、望ましい管理を行うよう努めてください。

1　施設の管理状況の点検

有機物、汚水等に汚染されるのを防ぐために、月に１回はマンホールの施錠状況、防虫網の破損状況、水槽付近の状況等について点検を行いましょう。定期的な点検のほか、台風や地震などの影響で水質が悪くなるおそれのある場合も点検しましょう。

また、貯水槽の清掃をしたときは、同時に内部の点検も行いましょう。

2　水質検査

（1）水の色・にごり・におい・味のチェック（毎日）

透明なガラスコップに蛇口から水道水をくみ、水の色が透明か、にごりがないか、塩素（カルキ）臭以外の臭いがないか、変な味がしないか調べましょう。

（2）残留塩素の測定（週１回）

水道水には、様々な細菌を消毒するため、消毒薬として塩素が加えられています。

塩素は、汚れた水など細菌を多く含む水が混入すると、細菌や汚れなどにより消費され、急激にその濃度が下がります。日ごろから、残留塩素測定をしていれば、水の汚染をいち早く発見できます。

給水栓末端で、遊離残留塩素が 0.1mg/L 以上あるかを確認しましょう。

（3）特定小規模貯水槽水道の水質検査（年１回）

特定小規模貯水槽水道の衛生確保のため、年１回専門の水質検査機関で次の項目について水質検査を行いましょう。

水質検査の項目
一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物[全有機炭素（TOC）の量]、pH 値、味、臭気、色度、濁度

3　図面の保存

施設の図面は常に保存し、事故などで必要なときに速やかに確認できるようにしましょう。

汚染事故等が起きたとき

汚染事故等が発生した場合、設置者は速やかに次のような措置を講じてください。
（条例第７条第１項第４号及び第８条）

1　保健所に直ちに連絡し、その指示に従ってください。
2　水に異常を認めた場合は、必要な項目について水質検査を行ってください。
3　飲用しないように、直ちに給水を停止し、関係者（使用者など）に周知してください。
4　給水を停止した場合は、保健所などと相談し、飲み水を確保してください。
5　事故原因の除去、給水の再開等については、保健所の指示に従ってください。

関係法令抜粋

八王子市小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑶　小規模貯水槽水道　水道事業の用に供する水道、法第３条第６項に規定する専用水道及び同条第７項に規定する簡易専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもののうち、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるための水槽を有するものをいう。ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第２条第１項に規定する特定建築物に設置されたもの又は専ら１戸の住宅に水を供給するものを除く。

⑷　飲用井戸等　水道事業の用に供する水道及び法第３条第６項に規定する専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水以外の水を水源の全部又は一部とするもののうち、水源から水の供給を受けるための水槽を有するものをいう。ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第２条第１項に規定する特定建築物に設置されたもの又は専ら１戸の住宅に水を供給するものを除く。

⑸　特定小規模貯水槽水道　小規模貯水槽水道のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア　市規則で定める施設に水を供給するもの

イ　水槽の有効容量の合計が５立方メートルを超えるもの

⑹　特定飲用井戸等　飲用井戸等のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア　市規則で定める施設に水を供給するもの

イ　水槽の有効容量の合計が５立方メートルを超えるもの

（特定小規模貯水槽水道等の届出）

第６条　特定小規模貯水槽水道及び特定飲用井戸等（以下「特定小規模貯水槽水道等」という。）の設置者は、次の各号のいずれかに該当したときは、市規則で定めるところにより、10 日以内に市長に届け出なければならない。ただし、設置者が東京都給水条例（昭和 33 年東京都条例第 41 号）第 33 条の４の規定による届出を行った場合は、この限りでない。

⑴　特定小規模貯水槽水道等を設置したとき。

⑵　前号により届出を行った事項に変更があったとき。

⑶　特定小規模貯水槽水道等を廃止したとき。

（衛生上の措置）

第７条　特定小規模貯水槽水道等の設置者は、次に掲げる基準により、当該水道施設について衛生上必要な措置を講じなければならない。ただし、第５号については、特定飲用井戸等の設置者に限るものとする。

⑴　水槽の清掃を１年に１回以上、定期的に行うこと。

⑵　水道施設の管理の状況について、１年に１回以上、定期的に検査すること。

⑶　供給する水が有害物、汚水等によって汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

⑷　給水栓から供給される水の色、濁り、におい、味その他の状態に異常を認めた場合に、水質基準に関する省令（平成１５年厚生労働省令第１０１号。以下「省令」という。）の表の上欄に掲げる事項のうち原因を特定するために必要と認められるものについて検査を行うこと。

⑸　給水を開始しようとするとき及び１年に１回以上、定期的に、市規則の定めるところにより水質検査を行うこと。

２　特定小規模貯水槽水道等の設置者は、水道施設の管理の状況を把握するため、水槽の清掃記録、水道施設の検査記録、水質検査の結果等の帳簿書類を作成し、これらを５年間保存しなければならない。

（緊急時の措置）

第８条　特定小規模貯水槽水道等の設置者は、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、次に掲げる措置を講ずるとともに、速やかに市長に報告しなければならない。

⑴　直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知すること。

⑵　汚染の原因を調査し、当該水道施設の改善を図ること。

⑶　必要に応じて代替水を確保すること。

２　特定小規模貯水槽水道等の設置者は、水の汚染の原因が解消され、給水を再開しようとするときは、省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要と認められるものについて検査を行い、安全を確認しなければならない。

（指導及び助言）

第９条 市長は、前２条に規定する措置に関し必要があると認めるときは、特定小規模貯水槽水道等の設置者に対して指導及び助言を行うことができる。

（改善の指示）

第１０条　市長は、特定小規模貯水槽水道等の設置者が第７条及び第８条に規定する措置を行わないときは、当該設置者に対して、期間を定めて、当該措置を行うべきことを指示することができる。

（給水停止命令）

第１１条　市長は、特定小規模貯水槽水道等の設置者が前条の規定による指示に従わない場合において、給水を継続させることが利用者の利益を阻害すると認めるときは、当該指示に係る措置を行うまでの間、給水を停止すべきことを命ずることができる。

（報告の徴収及び立入検査）

第１２条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定小規模貯水槽水道等の設置者からその管理の状況について必要な報告を求め、又はその職員に特定小規模貯水槽水道等の水道施設のある場所若しくは特定小規模貯水槽水道等の設置者の事務所に立ち入らせ、その水道施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定小規模貯水槽水道等以外の小規模貯水槽水道等の衛生管理）

第１３条　特定小規模貯水槽水道等以外の小規模貯水槽水道等の設置者は、当該水道施設について、第７条及び第８条に規定する措置を講ずるように努めなければならない。

（罰則）

第１４条　第１１条の規定による給水停止命令に違反した者は、１０万円以下の罰金に処する。

第１５条　第１２条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、５万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第１６条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前２条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

八王子市小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則

（特定飲用井戸等の水質検査）

第５条　条例第７条第１項第５号の水質検査は、次に掲げる事項について行うものとする。

（１）　給水を開始しようとするときに行う検査においては、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の上欄に掲げる事項

（２）　定期的に行う検査においては、別表第２に掲げる事項

別表第二（第５条関係）

１　一般細菌　２　大腸菌　３　亜硝酸態窒素　４　硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素　５　塩化物イオン
６　有機物（全有機炭素(TOC)の量）　７　ｐＨ値　８　味　９　臭気　１０　色度　１１　濁度
１２　水道施設の周辺における化学物質等の使用、排出実態等の状況を勘案し、市長が必要と認めるもの

―トピックス―

☆夏場の管理について

夏期は気温が高く、水が貯水槽にたまっている間に消毒用の残留塩素が消失しやすくなります。

残留塩素がなくなると水中で微生物が繁殖し、事故の原因となることがあります。

普段から残留塩素の濃度を確認し、万が一蛇口から取った水の残留塩素濃度が0.1mg/L 未満であった場合はすぐに対応が必要となります。

☆災害時における貯水槽水道の活用の注意点

貯水槽水道は、本来の役割に加えて、災害時など緊急に水を供給する場合に大きな役割を果たします。災害時における貯水槽水道の活用の注意点を記しますので、今後の参考にしてください。

① 貯水槽を使用するときは、水抜き管又は使用可能な貯水槽付近の蛇口から採水しましょう。

貯水槽内にホースやバケツを入れてしまうと、ホース等の汚れにより飲用に利用できなくなります。

② 高置水槽の水は、停電時でも活用できます。

施設の屋上など高い位置にある貯水槽は、汚染がなければそのまま利用できます。
ただし、災害時に施設内水栓が開いたままですと、水槽内の水はすぐなくなってしまいます。
特に洗濯機に接続しているホースが外れて漏水していないことを確認する必要があります。

③ 使用前には、色、におい、にごり、味を調べ、残留塩素濃度を確認しましょう。

水槽の水を取ったら、まず、色、にごり、におい、味に問題のないことを確認してください。
残留塩素測定器を持っている場合は、残留塩素濃度が 0.1m/L 以上あることも確認してください。

役立つ情報

✿貯水槽の清掃業者については、東京都健康安全研究センターのホームページ（下記アドレス）で検索できます。
https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/list/

✿水質検査機関については、厚生労働省のホームページ（下記アドレス）で検索できます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html

問い合わせ先

小規模貯水槽水道等の衛生管理について、詳しくは保健所へお問い合わせください。

八王子市保健所 生活衛生課　環境衛生担当	〒192-0046 八王子市明神町 3 丁目 19 番 2 号 東京たま未来メッセ 庁舎・会議室棟 5 階	TEL　042-645-5142 FAX　042-644-9100